



cutting through complexity

KPMG's U.S. Japanese Practice

JNET NEWSLETTER

U.S. business update for
Japanese companies

Issue 1 – 2015 JAPANESE EDITION

Contents

成長に向けたコース設定:CEOの見解	1
2015年グローバル監査委員会調査	3
紛争鉱物、そしてその先 第4部: インテグレーション・コンプライアンス・プログラムに関する教訓	6
会計・監査アップデート	8
税務アップデート	10





成長に向けたコース設定:CEOの見解

企業社会のトップから見た長期的な見解

半世紀余りの中で最も重要な金融、政治、技術的な混乱を乗り越えてきた今日のCEOたちは、引き続きこれまでにない複雑なビジネス上の難題に直面しています。

成長には時間と集中力を要する一方、これまで以上の速さで変化する経済環境にあって、ビジネスリーダーはすぐ目の前に広がる地平線の向こう側を見据える必要があります。

KPMGが行ったCEOに関する調査「成長に向けたコース設定:CEOの見解」は、400名の米国のCEOを対象として、今後3年間における最も重要な事業課題に対する掘り下げた見解や、米国のリーダーたちの長期的な方向性についての効力ある洞察についてまとめたものです。

主な論点:

● 景況感

調査対象のCEOの半数以上(55%)が、今後3年間の経済について、1年前よりも景気が上向くと考えています。またその数値をやや上回る59%と62%のCEOが、それぞれ自社が属する産業と自社について状況が改善すると考えています。

● 成長戦略

回答者の半数が、自社の成長戦略は一般的に積極的であると答え、残りの半数は保守的と答えました。大多数(84%)が、「やや積極的」または「やや保守的」と回答しており、ほぼ半々に分かれました。72%は、自社の健全な経営のためには、事業の効率性ではなく成長が重要であると回答しています。成長戦略の上位を占めたのは、地理的拡大とオーガニック成長です。

● 適切性の維持

調査対象のCEOの大多数(90%)は、競合他社に顧客を奪われることを懸念しています。72%は3年後の製品/サービスの適切性について懸念しており、59%は新規参入会社により自社の事業モデルが混乱させられることを懸念しています。適切性を保つための試みとして、組織の優先事項に挙げられていたのは、ブランドの宣伝・販促活動や顧客との交流の増加でした。

● 変革

76%のCEOは、自社の経営モデルが変革の途中、あるいはちょうど変革を終えたところであると回答しています。しかし、経営モデルを四半期ごとに評価を実施している企業はわずか16%で、大半(54%)は年に一度評価を行っているのみでした。またCEOにとって革新を進めることは重要課題の一つであるにも関わらず、全事業部門を対象とした正式で全社的な革新プロセスを策定し、導入している会社はわずか17%にとどまりました。

● 規制

規制環境は会社にも最も大きな影響を及ぼしうる最重要課題です。また本調査によれば、今後3年間で、CEOが直面すると予想される2番目に重要な課題(1番目は地理的拡大)とされています。

● リスク管理

調査対象のCEOは、会社に関する懸念事項として業績の次にリスク管理を挙げています。大多数のCEO(89%)は、リスク管理計画について率先して議論を行ったり、強い意見を持っているものの、リスク管理計画について定期的かつ積極的に議論している企業は27%にとどまりました。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

Setting the Course for Growth (英文) >

<http://www.kpmginfo.com/ceo-study/documents/ceo-study1.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは
us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。



2015年グローバル監査委員会調査

何か危機が生じた場合を除き、監査委員会の検討対象となる案件は、毎年劇的に変わるものではありません(おそらく、変わるべきでもありません)。しかし、ときには小さな変化が重大事に繋がります。

当社の2015年グローバル監査委員会調査においては、目新しい事項は無く、前回同様、4つの懸念事項(経済的・政治的不確実性と不安定さ、規制や社会政策イニシアティブの影響、オペレーショナル・リスク、サイバーセキュリティ)が挙げられました。グローバル経済の鈍化、地政学的ホットスポットの再燃や深刻なサイバー攻撃の拡散によって、これらの問題がますます注目されることになりました(そして監査委員会は、来年はサイバーセキュリティとリスクの監視にもっと時間を充てたいと回答しています)。しかし、今日の多くの監査委員会にとって、これらの重大なリスクは、監査委員会の有効性に影響を及ぼしうる、つまり、課題のオーバーロードを引き起こしかねない緩やかな(しかし極めて重要な)傾向を創り出しています。

監査委員会は、概して、企業の財務報告と監査の質に関する彼らの監視能力について自信を表明しています。しかし、事業やリスクに関して加速するスピードと複雑さが、監査委員会の検討すべき課題を増やして負担を重くしており、すでに多くの監査委員会の検討課題には、コンプライアンス、IT、サイバーリスクなどのその他の重要なリスク分野が含まれています。今回のグローバル調査に回答した1,500名の監査委員会メンバー

の4分の3は、責務の実行に要する時間が著しく増加した(24%)またはいくぶん増加した(51%)と回答しています。また半数が、委員会の持つ時間と専門知識に対して、業務内容はますます困難さを増していると回答しています。

肯定的な展開としては、より多くの取締役役会が、リスク監視の責務をその他の委員会や取締役会全体で再配分しており、これは監査委員会にとって良い兆候です。対応すべき「リスク課題」が減ることで、質の高い議論をしたり事業についてより深く理解するための時間が増えます。今回の調査の回答者は、この2つが監査委員会の有効性を改善させるもっとも重要な要素だと回答しています。

また回答者は、多くの重要な分野において継続的な改善をもたらす機会として、CFOの後継者育成計画や外部監査人からもっと洞察を得ること(例:財務部門の強み弱みなど)や、リスク情報の質の改善、監査委員会の重要な資源としての内部監査のさらなる活用などを挙げています。

もちろん、35ヶ国のデータを比較することは困難です。多くの場合、事業環境、規制要件、企業統治の実践に大きな違いがあります。しかし、当社の2015年調査による検出事項は、監査委員会(および経営陣、監査人、規制当局など)が焦点を明確にし、責任と活動内容をベンチマーク化し、今後の監視能力を強化するために役立つ洞察を提供しています。

KPMGのオーディット・コミッティー・インスティテュート

主な検出事項

- 不確実性と不安定さ、規制とコンプライアンス、オペレーショナル・リスクが、今日の企業が直面している課題リストの上位を占めています。世界中のほとんどの監査委員会は、経済的・政治的不確実性と不安定さ、規制とコンプライアンス、オペレーショナル・リスクと統制が自社にとって最大の課題であると指摘しています。グローバル経済の低迷、継続的な地政学的混乱、増大する政府の規制、リスクと技術変化のスピードを考えれば、これは驚くことではありません。
- 監査委員会は、リスクの監視(特にサイバーセキュリティと技術変化のスピード)にもっと時間を充てたいと考えています。今後数ヶ月に、監査委員会は、会社のリスク管理プロセスやオペレーショナル・リスクと統制、およびサイバーセキュリティや技術変化のスピード(特に米国では深刻な懸念です)の監視業務に、もっと(これまでよりはるかに多くの)時間をかけていきたいと考えています。
- サイバーセキュリティや技術リスク、人材、革新、事業モデルの崩壊についての情報の質が不足しています。監査委員会メンバーは、彼らが受け取る情報の多くを「良い」または「概して良い」と評価していますが、多くのメンバーは、サイバーリスクや技術変化、人材管理、成長や革新、事業モデルの混乱の可能性に関して受け取る情報(委員会または取締役会レベル)については懸念を示し続けています(監査委員会との質の高い交流やコミュニケーションについて、CIOは最も低い評価をつけられています)。深刻なインフラの欠陥(金融システム、通信ネットワーク、輸送、エネルギー/電力など)に対するエクスポージャー(およびそれに対する準備)にも、もっと注意が必要です。
- 監査委員会の業務負担がますます重くなってきているため、多くの取締役会がリスク監視業務を再配分しています。監査委員会メンバーの4分3が、彼らの責務の実行に要する時間が「やや増加」(51%)または「著しく増加」(24%)したと回答しています。そして、半数は、監査委員会が課題を検討することに費やせる時間と専門知識を考慮すると、その役割は「ますます難しく」なっていると回答しています。取締役会の3分の1超が、最近、取締役全体とその各委員会の間でリスク監視業務を再配分(昨年の25%から上昇)、あるいは近い将来に再配分することを考慮しています。
- CFOの後継者育成計画については依然として大きなギャップがあります。また多くの監査委員会は財務問題についてもっと掘り下げたいと考えています。CFOの活動成果と監査委員会との交流についての評価は、概して「有効」と見られています。しかし、監査委員会メンバーの40%以上が、CFOの後継者育成計画において、監査委員会は「有効に機能していない」と答えています(CFOの交代率が上昇していることを考慮すると、明らかに喫緊の課題です)。多くの監査委員会は、財務組織の業務の様々な側面(財務リスク管理、資本配分、税金、負債など)についてもっと詳細に聞きたいと考えています。
- 監査の改革についての見解はまちまちです。監査の質についての信頼は依然として高いものの、監査人が改善する余地はまだあると考えています。EUの監査改革(監査人の交代の義務付けを含む)が監査の質を向上させるかどうかに関する世界中の監査委員会の見解についてはばらつきがありますが、中でも米国は最も懐疑的です(改革を肯定的に評価している人は8%にすぎません)。外部監査人の成果を向上させるために最も重要なことは、業界特有の課題についての洞察とベンチマークを提供し、監査委員会の持つ情報が常に最新であるよう支援し、財務管理チームの質に関する見解を共有することです。内部監査に関しては、監査委員会は依然としてより大きな役割を期待しています。
- 事業に対するより深い理解、考え方のさらなる多様化、より率直な議論、ITの専門知識が、監査委員会の有効性の改善にとって最も重要です。監査委員会は、自らの役割をより効果的に果たすためには、会社の戦略やリスクについてより理解し、率直に課題を検討できる「空き時間」をもっと増やし、考え方、見解、経験をより多様化し、委員会が技術的な専門知識を持つことが必要であると回答しています。監査委員会の有効性の評価については、調査アンケートや第三者による委員会メンバーへのインタビューよりも「委員会における率直な議論の促進」の方がより有効であると考えられています。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

2015 Global Audit Committee Survey (英文) >

<http://www.kpmg.com/channelislands/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/2015-global-audit-committee-survey.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

ここに記載された情報は一般的な性質のものであり、特定の個人や事業体の状況への対処を意図するものではありません。当社では正確な情報を適時に提供するよう努めていますが、当該情報を受領した時点あるいは将来における情報の正確性について保証するものではありません。これらの情報は、特定の状況に関する十分な検証に基づく専門家の適切なアドバイスを得たうえでご利用ください。



紛争鉱物、そしてその先 第4部： インテグレーション・コンプライアンス・プログラムに関する教訓

当KPMG レポートは、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法 (第1502号)、ならびに世界中の企業へ与えるその影響を考察する全4回シリーズの最終部となります。

当レポートでは紛争鉱物に関する規制だけでなく、これまでに学んだ教訓やそれら教訓を広範囲な規制を対象とする全体的なコンプライアンス・プログラムに応用する方法についても考察します。また、報告期間第一期における各企業の規制に対する遵守方法に関しても検討します。そこでは紛争鉱物に取り組む企業の事例研究が含まれ、課題に関する洞察、学んだ教訓、紛争鉱物プログラム策定に役立つアイデアが示されています。

米国証券取引委員会 (SEC) に紛争鉱物に関する年次報告書を提出することが事の終わりではなく、今後企業はサプライチェーンの透明性に関するさらなる圧力にさらされ、より厳しい開示要件への準拠を求められることになると予想されます。KPMG は報告書を提出する企業に対し、紛争鉱物コンプライアンスを単なる形式的手続きと考えるのではなく、様々な異なる規制の関連性をより明確にし、一貫性のある規制リスク管理を可能にするサプライチェーン・プログラムを構築する機会と捉えるよう推めています。

主な教訓：

- 企業はサプライチェーンの透明性に関する要求増加に対処するためのシステムとプロセスを構築すべきである
- コンプライアンスに対するリスクベースの手法により、企業はサプライチェーンについてより深い洞察を得るとともに、業務の最適化が可能となる。サプライチェーンに関する知識が不十分では危険を伴うが、より知見を得ることは却って事業経営の改善につながる
- 紛争鉱物の報告コンプライアンスと他の規制を統合することで、企業は規制リスクの関連性を認識することが可能となる。コンプライアンスへの総合的アプローチが効率性を改善し、より効果的なリスク管理に役立つ
- 提出報告物を統合的にレビューすることにより、不正確な報告リスク、ひいてはコンプライアンス違反のリスクを低減させることが可能になる。正確に報告する事はコンプライアンスの遵守にも役立つ
- 重要な規制に対するコンプライアンス違反が発見されるリスクは、企業の評価に悪影響を及ぼす。紛争鉱物に対して厳格なアプローチをとることは反対に、企業の評価の向上につながる

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

Conflict minerals and beyond – Part four: Lessons for an integrated compliance program (英文) >

<http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/conflict-minerals/Documents/conflict-minerals-beyond-part-four-new.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

ここに記載された情報は一般的な性質のものであり、特定の個人や事業体の状況への対処を意図するものではありません。当社では正確な情報を適時に提供するよう努めていますが、当該情報を受領した時点あるいは将来における情報の正確性について保証するものではありません。これらの情報は、特定の状況に関する十分な検証に基づく専門家の適切なアドバイスを得たうえでご利用ください。



会計・監査アップデート

「会計・監査アップデート」では、毎号、米国の会計・監査に関する基準やその他の動きで、在米日系企業の皆様に関心があるかと思われる事柄に関する最新情報を提供しています。詳細は、当社 Department of Professional Practice 発行の『Defining Issues』をご参照ください。

<http://search.kpmginstitutes.com/?bigi=1&q=Defining+Issues&x=0&y=0>

FASB/IASB—収益認識に関する合同の移行リソース・グループが5つの新しい論点を討議

行われたFASBとIASB(以下、両ボード)の収益認識に関する合同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group, TRG)は、2014年10月31日に、2回目の会議を開催しました。この会議においてTRGは、新しい収益認識基準に関連する以下の5つの論点について討議しました。

- 追加的な財・サービスに関する顧客のオプション及び返還不能前払報酬の評価
- 表示目的に関する契約資産及び契約負債の評価
- 知的財産のライセンスの性質に関する判断
- 「契約の文脈において区別できる」という要件の適用
- 契約期間を判断するための契約の法的強制力及び解除条項の評価

両ボードは、1回目のTRGの会議で討議された2つの論点に関するアウトリーチ活動を実施し、追加的な基準設定活動を行うか否かを決定することになります。

- 仮想環境における財・サービスの売上に関する収益の総額表示と純額表示の評価
- 知的財産のライセンスの会計処理に関連する他の論点と併せた、売上ベースのロイヤルティ及び使用に基づくロイヤルティの例外規定のライセンス及び他の財・サービスを含む契約への適用

Defining Issues 14-49 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/di-14-49-revenue-trg-discuss-new-issues.pdf>

資産担保証券の発行者に信用リスクの一部保持を義務付ける最終規則の公表

米国の金融監督当局は、2014年10月22日に、証券化金融資産の発行者に対して、その金融資産の信用リスクのうち少なくとも5%を保持することを義務付けるリスク保持の最終規則を公表しました。この規則は、上場及び非上場の取引において健全な引受実務を促し、証券化業者と投資家の持分のよりよい整合を図るドッド・フランク法のリスク規定を施行するものです。

Defining Issues 14-50 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-50-risk-retention.pdf>

FEI—財務報告の論点を討議する年次会議を開催

2014年11月17-18日に行われた財務管理者協会 (Financial Executives International, FEI)の年次会議で、主としてFASB、SEC及びPCAOBの最新動向、並びに他の会計及び財務報告に関する論点が協議されました。この会議のパネリストとして基準設定主体、産業界及び会計事務所の代表者が参加し、財務諸表の作成者、利用者、規制当局及び監査人を含む出席者からの質問に回答しました。

Defining Issues 14-51 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/di-14-51-fei-holds-conference-current-fin-report-issues.pdf>

FASB—開示フレームワークに関する討議を継続

FASBは、2014年12月1日に、開示フレームワークについての再審議を開始し、開示フレームワーク・プロジェクトの状況について討議するフォーラムを開催しました。FASBは開示フレームワーク・プロジェクトに関する再審議の過程で、FASB概念書 (Concepts Statement) 第8章「財務報告に関する概念フレームワーク」の重要性に関する説明を、米国最高裁判所の判決と整合させるため改訂することを暫定的に決定しました。フォーラムでは、財務諸表の利用者、作成者、法律事務所及び監査

連絡先



前川 武俊

KPMG LLP

監査部門パートナー

E: tmaekawa@kpmg.com

法人、並びにFASB、SEC及びIASBの代表者によるパネル・ディスカッションが行われました。

Defining Issues 14-52 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-52-disclosure-framework.pdf>

FASB-ASU案「他の投資会社への投資に関する開示」を公表

FASBは、2014年12月4日に、会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)案「他の投資会社への投資に関する開示」を公表しました。このASU案は、他の投資会社へ投資する投資会社の開示規定を変更するものです。

Defining Issues 14-53 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2014/defining-issues-14-53-investment-companies.pdf>

FASB-ASU 第2014-18号「企業結合における識別可能無形資産の会計処理」を公表

FASBは、2014年12月に、会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU) 第2014-18号「企業結合における識別可能無形資産の会計処理」(非公開企業審議会(Private Company Council, PCC)のコンセンサス)を公表しました。このASUは、非公開企業が企業結合においてパーチェス法による会計処理を適用する場合、特定の識別可能無形資産をのれんに含めるといった代替的な方法を設けています。これを選択する非公開企業は、ASU第2014-02号「のれんの会計処理」における代替的な方法に基づいてのれんを償却することを義務付けられます。

ASU第2014-18号は、2015年12月16日以降開始する最初の会計年度、及び2016年12月16日以降開始する会計年度の期中会計期間において発生する、適用対象となる取引について将来に向かって適用されます。早期適用も認められます。

Defining Issues 15-1 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-1-private-company.pdf>

FASB-ASU第2015-01号「異常損益項目の概念の廃止による損益計算書の表示の簡素化」を公表

FASBは、2015年1月に、会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU) 第2015-01号「異常損益項目の概念の廃止による損益計算書の表示の簡素化」を公表しました。ASU第2015-01号は、異常損益項目(税引後)の区分表示及び異常損益項目に関連する1株当たり利益の開示を廃止するものですが、性質が通例でないまたは発生頻度が低い重要な項目の開示規定には影響を与えません。このASUは、U.S. GAAPとIFRSとをより密接に整合させることとなります。企業は引き続き、開示目的、及び期中報告のために年間実効税率を見積もる際に、項目の性質が通例でないかまたは発生頻度が低いかわかり評価する必要があります。

Defining Issues 15-2 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-2-extraordinary-items.pdf>

FASB-ASU案「連結グループ内の資産の移転」及び「繰延税金の財政状態計算書上の分類」を公表

FASBは、2015年1月22日に、税効果会計について2つの会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)案を公表しました。ASU案「連結グループ内の資産の移転」は、連結内取引から生じる未実現損益に関する税効果の認識方法を変更し、ASU案「繰延税金の財政状態計算書上の分類」は、すべての繰延税金資産及び負債を、区分式財政状態計算書の非流動区分に表示することを義務付けるものです。これらのASU案が提案通りに最終化された場合は、これらの論点について米国基準とIFRSとのコンバージェンスが達成されます。

Defining Issues 15-3 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-3-accounting-income-taxes.pdf>

FASB/IASB-収益認識に関する合同の移行リソース・グループが3回目の会議を開催

FASBとIASB(以下、両ボード)の収益認識に関する合同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group, TRG)は、2015年1月26日に3回目の会議を開催し、新しい収益認識基準に関連する複数の論点について討議しました。両ボードは、2015年4月以降に適用日を再検討するとみられています。両ボードは2月の合同会議において、知的財産のライセンスの性質、ロイヤリティの例外規定の範囲及び「契約の文脈において区別できる」という要件の適用に関する明確化等を討議する予定です。両ボードは代理人関係の分析に関するアウトリーチ活動を実施しており、様々な論点について追加的な実務上の簡便法を設ける基準設定を検討しています。

Defining Issues 15-4 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-4-revenue-transition-group.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは各記事に記載されている担当者までご連絡ください。



税務アップデート

「税務アップデート」では、米国の税務に関する立法、司法、行政動向のうち、在米日系企業に影響が大きいと思われるものについて最新情報を提供しています。

2015年1月

歳入予測ルール改正案を下院が可決

1月6日、連邦議会下院は、「1974年議会予算法」を改正し、議会予算局(CBO)および両院租税委員会(JCT)に対し、主要な税法改正案の歳入への影響を予測する際に、マクロ経済的要素(国民総生産(GNP)、雇用、資本市場への影響等)を反映することを義務づける下院法案第5号を可決しました。

従来、JCTの公式な歳入予測では、税法改正に伴う一定の行動的変化は勘案されてきましたが、GNPは不変と仮定されていました。

下院規則13号(2003年導入)では、JCTに対し、下院政策委員会により報告された税法改正のマクロ経済的影響に関する分析を別途行うことが義務づけられていますが、これは公式な歳入予測には反映されていません。

昨年、キャンプ政策委員長が税制改革案を発表した際には、当該改革案のマクロ経済的影響を勘案した非公式の歳入予測の作成を要求しました。これに対し、税制改革による財政赤字、金融・財政政策、個人の勤労・貯蓄動向、企業行動等に関する異なる前提を採用したモデルを用いてJCTが同委員長の税制改革案を分析したところ、従来の歳入予測と比較して、10年間で500億ドルから7,000億ドルの歳入の増加が見られました。

今回下院で可決されたルールによれば、JCTは、マクロ経済効果を勘案した上で、歳入予測のレンジではなく、歳入予想額を一本化して報告することが求められています。

JCTがマクロ経済モデルを採用した場合、経済成長の影響を織り込むことで従来の予測よりも多くの歳入増加が見込まれることが予測されるため、歳入中立を守りつつより大胆な税率の引き下げや優遇税制の温存等が可能となり、税制改革の方向性や内容を大きく左右するのではないかと見られています。

連邦議会上院では、同様の法改正に関する審議は現在なされていません。

上院財政委員長が税制改革およびインバージョンに関して発言

1月23日、連邦議会上院財政委員会のハッチ委員長(共和党、ユタ州選出)は、国際税務、インバージョン、税制改革等に関する幅広いトピックをカバーしたスピーチを行いました。

ハッチ委員長は、ブルッキングス財団主催の「コーポレート・インバージョンと租税政策」と題した会議において、次の通り、インバージョンへの最も効果的な対策は税制改革に他ならないと述べています。

「インバージョン問題への最も効果的な解決策は、私見によれば、税制改革以外にない。税制改革を正しく実施すれば、我が国の経済は成長し、雇用は増加し、企業が外国に逃げ出すのを防ぐとともに、企業を誘致することすら可能になるだろう。私は、その気になれば、今年度中に税制改革を実施する環境は十分整っていると考えており、もちろん私はその気だ。」

また、同委員長は、多国籍企業に対する課税制度に関する税制改正については、海外配当免税制度への移行を支持することを明確にし、次の通りコメントしました。

「私個人としては、海外所得の課税については、現行の外国税額控除制度は適切ではなく、方針を転換して外国税額控除制度から国際的な海外所得課税制度の趨勢である海外配当免税制度に移行すべきであると考えている」

「言うておくが、私はインバージョンを決して快く思っていない。ただし、こうした企業の行動は、高すぎる税率と海外子会社の所得を課税する現行の税制が機能不全に陥っている結果として生じた病状であると考えている」

連絡先



野本 誠

KPMG LLP

税務部門パートナー

E: mnomoto@kpmg.com

「我々は、現行の税率や海外子会社所得の取り扱いを変更することなく国際的競争力を勝ち得ることなど到底できないと考えている」

同委員長は、今年度中に税制改革を実施する意向を強調し、自らの税制改革案を委員会に提出することを確約しました。

なお、以前の上院財政委員会の発表によれば、同委員長は、同委員会の税制改革案作成に関する各ワーキング・グループに対し、報告書を5月末までにまとめるように指示しています。

社内使用目的のソフトウェア開発費用の試験研究費税額控除に関する財務省規則草案

1月16日、財務省およびIRSは、社内使用目的のソフトウェア開発費用の試験研究費税額控除に関する規則草案(REG-153656-03)を発表しました。

試験研究費税額控除に関する多くのガイダンスを示した現行の最終規則(T.D. 9104)

は2003年末に発表されていますが、社内使用目的のソフトウェア開発費用についてはガイダンスが存在しておらず、具体的な指針の発表が長く待たれていました。

内国歳入法第41条(d)(4)(E)によれば、社内使用目的のソフトウェアの開発費用については、財務省規則で認められた特定のものを除き、原則として試験研究費税額控除が認められないとされています。これまで、この点に関する規則草案は複数発表されていますが、社内使用目的のソフトウェア開発は、「ハードルの高いイノベーションテスト」に関する追加要件を満たすことが求められていました。

IRSと納税者の間では、このテストの適用方法に加え、「社内使用目的のソフトウェア」の定義に関して論争が続いていますが、IRSは、2004年初頭に規則草案の作成を続ける方針を発表していました。

当該規則草案に関するIRSでの公聴会は、4月17日に予定されています。当該規則草案

が最終化された場合には、遡及適用はなく、最終規則草案が官報に掲載された日以降に終了する課税年度のみ適用されます。

しかしながら、IRSは、2015年1月20日以降に終了する課税年度における当該規則草案に準拠した取り扱いについては、更正を行わないとしています。

上院財政委員会：医療機器物品税撤廃法案を提出

1月13日、連邦議会上院財政委員会のハッチ委員長をはじめとする10人の超党派議員グループは、医療機器物品税を撤廃する法案を同委員会に提出しました。

患者保護および医療費負担適正化法(いわゆる「オバマケア法」)に基づき導入された医療機器物品税は、特定の医療機器の製造業者および輸入者の売上に対して2013年1月1日より、2.3%の税率で課税されています。

2014年12月

失効時限立法条項延長法案成立

12月19日、「2014年増税回避法」がオバマ大統領の署名により成立しました。この法案は、連邦議会上院により12月3日に、上院により17日に可決されたものです。

これにより、2013年末もしくは2014年中に失効した時限立法条項のほぼすべてが遡及復活し、2014年末まで延長されます。それ以降については、今後の議会での再延長の議論を待つこととなります。

また、同法には、失効条項の延長に加え、両院租税委員会の承認が必要となる法人への還付額の基準を200万ドルから500万ドルに引き上げる条項が含まれています。

さらに、同法には、特定の身体障害者が内国歳入法第529条に基づく貯蓄口座を開設することを認める下院法案(ABLE法)の条項も含まれています。

包括的歳出法案の一部としてインターネット・タックス・フリーダム法延長を可決

12月15日、連邦議会は、インターネット・タックス・フリーダム法を2015年10月1日まで延長する条項を含む1,603ページに上る包括的歳出法案を可決しました。

インターネット・タックス・フリーダム法は、州・地方政府がインターネットへのアクセスに課税したり、電子商取引に差別的な課税を行うことを禁じたもので、2014年11月1日での失効が予定されていましたが、連邦政府閉鎖回避のための2014年11月の両院決議の一部として、2014年12月11日まで失効が延期されました。

その後、同法の失効が議会により再延期された後、同法の直近の延長条項を含む包括的歳出法案の上下両院による可決となりました。

IRS主席法務官室：顧客が無料でダウンロードするアプリから国内生産総収入は発生せず

12月5日、IRSは、顧客が有料のオンラインサービスにアクセスするためのアプリを無料でダウンロードしても、国内生産活動所得特別控除に関する内国歳入法第199条の規定上、国内生産総収入が発生したものと認められないとの結論を示したメモをウェブサイト上で公表しました(AM2014-008)。

これによれば、銀行業を営む納税者は、顧客に対して銀行のアプリを通じたオンライン・バンキング・サービスを提供し、アプリのダウンロードや使用自体は無料としていましたが、アプリを通じて提供する一部のバンキング・サービスについては、ウェブサイトを通じて提供する同様のサービスと同額の手数料を徴収していました。

IRSは、このメモの中で、

- ①顧客がアプリをダウンロードした際にコンピューター・ソフトウェアの所有権を譲渡していない、
- ②銀行は、アプリの販売から何ら収入を得ていない、
- ③当該事例は、財務省規則に規定する自己比較対象もしくは第三者比較対象の要件基準を満たしていない、

と指摘しています。

また、IRSは、仮に顧客によるアプリのダウンロードがソフトウェアの所有権の譲渡であったとしても、納税者が稼得する収入はあくまで有料のオンライン・サービスによるものであり、ソフトウェアの譲渡によるものではないとしています。

上院財政委員会共和党スタッフによる包括的税制改革案

12月11日、連邦議会上院財政委員会は、「2015年以降の包括的税制改革」と題した共和党スタッフによる300ページ以上に上るレポートを発表しました。

この発表にあたり、ハッチ上院議員(共和党、ユタ州選出)は、記者発表で次の通り述べています。

「このレポートは、我が国の税制の現状と過去の変遷を明らかにすると共に、近い将来我々の改革努力がどの様な方向に進むべきなのかについて、背景をとりまとめたものである」

このレポートは、個人所得税、法人税、国際税務について、

- ①効率化と経済成長、
- ②公平性、
- ③簡素化、
- ④税収中立、
- ⑤恒久性、
- ⑥競争優位性、
- ⑦貯蓄と投資の奨励

の7つの原則に照らして税制改革を論じています。

このレポートによれば、パススルー事業体が存在していることから、税制改革には、個人所得税と法人税の両方を含んだ議論に基づく包括的なアプローチが不可欠であるとしています。

連邦租税裁判所：納税者法人CEOに対するIRSの召喚を棄却

12月10日、連邦租税裁判所は、アマゾン・ドット・コム(Amazon.com, Inc.)の創業者でCEOのジェフ・ベゾス氏に対するIRSの召喚の棄却を求めた同社の請求を認める決定を下しました。この裁判は、同社とルクセンブルグの関連会社との間のコスト・シェアリング取引に関する移転価格税制の適用に基づく2005年と2006年の追徴について争われているものです(Commissioner, T.C. Memo. 2014-245 (December 10, 2014))。

当初、同CEOは、IRSの事実関係認定のための証人喚問対象者のリストには含まれていませんでしたが、2014年9月に対象者候補となり、裁判での証言を求めた召喚状がIRSにより発行されていました。

これに対し、アマゾン・ドット・コムは、ベゾス氏の出廷には、同氏による相当な時間的コミットメントが必要となり、同社の最繁忙期であるホリデー商戦の時期における同氏の経営者としての責任に重大な支障を来たすとして、召喚状の棄却を求めていました。

租税裁判所は、同社の6人の最高経営幹部等を対象とした17日間の証人喚問を経て、ベゾス氏に対するIRSの召喚を棄却する決定を下しました。

IRS：2015年1月に予定通り個人所得税申告書を受付開始

12月29日、IRSは、2015年の個人所得税申告シーズンを予定通り2015年1月に開始すると発表しました。

IRSの公告(IR-2014-119)によれば、12月に入ってから失効期限立法条項の延長法案成立がありました。通常通り2015年1月20日から電子申告を受け付け、同時にハードコピーで提出された申告書の処理も開始するとしています。

2014年11月

中間選挙後の税法改正案起草委員会の委員長交代

中間選挙での共和党の勝利により、連邦議会上院では、財政委員会の委員長がワイドン議員(民主党、オレゴン州選出)からハッチ議員(共和党、ユタ州選出)に交代しました。また、連邦議会下院では、政策委員会のキャンプ委員長(共和党、ミシガン州選出)が本年初頭に引退を表明しており、ライアン議員(共和党、ウィスコンシン州選出)お

よびブラディー議員(民主党、テキサス州選出)がともに委員長ポストを目指して共和党下院議員の支持を取り付けるべく活動しています。

カリフォルニア州：州外のリミテッド・パートナーの0.2%のファンド持分は申告義務認定に繋がらず

カリフォルニア州フレズノ郡高等裁判所は、納税者のサマリー判決請求に応じ、アイオワ州法人による経営参画権のない0.2%の

ファンド持分の保有は、カリフォルニア州内での「事業活動」には該当せず、800ドルの法人ミニマム税の納付義務はないとの判決を下しました(Swart Enterprises Inc. v. FTB, No. 13CECG02171 (Superior Court, Fresno County, November 14, 2014))。

本件納税者であるアイオワ州法人は、ファンド持分の保有以外には、カリフォルニア

州内でいかなる事業活動も行っておらず、カリフォルニア州との物理的接点を有していませんでしたが、カリフォルニア州税務当局 (FTB) は、カリフォルニア州内で運営されているリミテッド・ライアビリティー・カンパニー (LLC) の持分の保有は、州内での経済的もしくは金銭的利益の獲得を目的とした積極的活動に該当すると主張していました。

フレズノ郡高裁は、リミテッド・パートナーはパートナーシップの運営に積極的に関与せず、営利目的の活動に積極的に関わっているとは言えないとの州不服審判所 (SBE) の判断 (Amman & Schmid Finaz AG, (1996) 96-SBE-008) を法的拘束力はないものの「非常に説得力がある」として参照し、リミテッド・パートナーは、リミテッド・パートナーシップの特定の資産に対する権利を有さず、パートナーシップの経営に関する権限も持たず、パートナーシップを法的に拘束する力もなく、パートナーシップの負債に対する責任も負っていないとの指摘を引用しています。

裁判所は、本件も同様に、納税者がファンドの特定の資産に対する権利を有さず、ファンドの負債に対する直接的な責任を負わず、ファンドの運営に関する権限もなく、ファンドの代理人として活動したりファンドを法的に拘束することも出来ないと認定しました。また、本件納税者は、ファンドへの投資家として LLC をコントロールする力を有しておらず、ファンドの創始者でもないことから、過去にファンドをコントロールする力を有していた事実もなく、また、仮にファンドをコントロールする権限を有していたとしても、持分が小さすぎて経営判断に影響を与えることはできないであろうとの見解を示しています。

ニュージャージー州: 関連者への支払利息損金算入否認条項の解釈に関する租税裁判所判決

ニュージャージー州租税裁判所は、同州税法上の関連者への支払利息損金算入否認条項の例外規定の適用に関する判決を下しました (Morgan Stanley & Co., Inc. v. Director, New Jersey Division of

Taxation)。ニュージャージー州法によれば、ニュージャージー州法人事業税の計算上、関連者への支払利息は原則損金不算入とされていますが、いくつかの例外規定が設けられています。本件納税者は、特定の関連者への支払利息を損金不算入とした申告書を一旦提出しましたが、後に支払利息を損金算入した修正申告書を提出し、還付を請求しました。これに対し、州税務当局は、支払利息の損金不算入額を計算し直し追徴を行ったことから、租税裁判所への訴訟の提起に繋がりました。

租税裁判所は、本件納税者による支払利息の損金算入の可否を判断するにあたり、二つの例外規定について検証を行いました。まず、「課税対象取引」に関する例外規定では、利息を受け取った関連者がニュージャージー州の税率を3%下回る税率以上で所得に対する課税を他州で受けていること等、条文上の一定の要件を満たしていることを明確かつ説得力のある証拠により確立することで関連者への支払利息の損金算入が認められます。もう一つの例外規定は、「不合理な状況」に関するもので、損金算入の否認が不合理な結果に繋がることを納税者が明確かつ説得力のある証拠により証明することのみが必要となります。

租税裁判所は、まず、支払利息の一部が「課税対象取引」に関する例外規定の適用対象となるとの納税者の主張について検討しました。利息の受け手の一部は、ニューヨーク州で課税対象となっており、争点となっている課税年度においてニューヨーク州の合算申告に含まれていましたが、合算グループは最終的にミニマム税を支払っており、所得に基づく課税は受けていませんでした。租税裁判所は、合算グループに課せられたミニマム税の課税標準には、納税者が支払った利息が含まれていないことは明らかであるとして、「課税対象取引」に関する例外規定は適用不可と結論づけました。

次に、租税裁判所は、ニューヨーク州の合算申告に含まれていた関連者ならびにそれ以外の関連者に支払われた利息について、「不合理な状況」に関する例外規定の適用の可否を検討しました。租税裁判所は、支

払利息損金算入条項の立法の経緯ならびに条文の文言を検証した結果、納税者の主張を退け、支払利息の損金不算入が不合理な状況を生み出していることを立証するには、利息の支払いに関する節税以外の正当な事業上の理由や経済的実体の存在を証明するだけでは不十分であると結論づけました。裁判所の見解によれば、「不合理な状況」に関する例外規定の適用を認めるべき状況には、不公平な二重課税が生じている場合、テクニカルな理由で例外規定の要件を満たせない場合、法的もしくは財務的な制限により例外規定が適用できない場合、違憲状態が生じている場合、実質的に第三者間の借り入れ取引に該当することが証明できる場合等が含まれるとされています。

テキサス州: ダウンロードによるソフトウェアおよびデジタル化画像のライセンス供与で物理的存在に基づく売上税の徴収義務を認定

テキサス州行政審判官 (ALJ) は、同州内の顧客に対するソフトウェアおよびデジタル化画像のライセンス供与を理由に売上税の徴収義務を認定する判断を示しました。ユタ州を拠点とする本件納税者は、デジタルコンテンツならびにソフトウェアを全米各地の顧客にライセンス供与していましたが、ライセンス供与と契約上、製品に関するすべての権利は納税者が保有することが規定されていました。税務調査の結果、州税務当局は、テキサス州の顧客に対するソフトウェアおよびデジタルコンテンツのライセンス供与にあたり、納税者は売上税を徴収すべきであったと認定しました。これに対し、納税者は不服を申し立て、行政審判官の判断を仰ぐことになりました。

行政審判官は、納税者と顧客との間のライセンス供与と契約において、納税者が製品に対するすべての権利を保有することが規定されており、テキサス州法上、ソフトウェアはその販売方法に拘わらず有形資産として取り扱われるため、テキサス州内の顧客にライセンス供与された有形資産に対する権利の保有は州内での物理的存在の認定に繋がるとの判断を示しました。

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは各記事に記載されている担当者までご連絡ください。

本文中の税務アドバイスは、弊社クライアントもしくはその他の個人や事業者が、①納税者に対して賦課される可能性があるペナルティーの回避を目的として使用することや、②調査対象事項について宣伝、マーケティング、推奨等を行うことを意図したのではなく、従ってこれらの目的には使用できません。

記事中の見解や意見は著者個人のものであり、必ずしもKPMG LLPのものではありません。また、記事中の情報は全て一般的なものであり、特定の個人もしくは事業者の状況への適用を意図したものではありません。

© 2015 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

KPMG 米国ジャパニーズ・プラクティス

代表パートナー 一覧

米国総括パートナー

森 和孝

T: +1 212-872-5876

E: kazutakamori@kpmg.com

ロサンゼルス

前川 武俊

T: +1 213-955-8331

E: tmaekawa@kpmg.com

アトランタ

五十嵐 美恵

T: +1 404-222-3212

E: mieigarashi@kpmg.com

ニューヨーク

野本 誠

T: +1 212-872-2190

E: mnomoto@kpmg.com

シカゴ

メットキャフ 康子

T: +1 312-665-3409

E: ymetcalf@kpmg.com

武田 格生

T: +1 212-872-3094

E: ntakeda@kpmg.com

ダラス

モーゼズ・マーク

T: +1 214-840-2434

E: mlmoses@kpmg.com

シリコン・バレー

北野 幸正

T: +1 650-404-4854

E: ykitano@kpmg.com

定期受信

Jnetは在米日系企業の皆様のためにKPMGの米国ジャパニーズ・プラクティスの専門家が会計、監査、税務、アドバイザー、等に関する内容を執筆したニュースレター(日本語・英語)で、年4回Eメールにてお届けしています。本誌は各号の日本語版をまとめたものです。

このニュースレターのEメール定期受信及び記載された事項に関するお問い合わせは、各事務所のジャパニーズ・プラクティス担当者、あるいは us-kpmg-jp.com までご連絡ください。

KPMG 米国ジャパニーズ・プラクティス

KPMG LLPのジャパニーズ・プラクティスでは、全米で約300名に及ぶバイリンガル・プロフェッショナルを擁し、米国でご活躍される日本企業の皆様に、監査、税務、アドバイザーに関する各種サービスをご提供しております。また、日本をはじめとする他国のメンバーファームとも緊密な協働体制を築いています。KPMGのスペシャリストは、企業組織全体を通じた事業価値向上に貢献する客観的なアドバイスを提供致します。